https://rodosoken.com/

の「派遣医師の引き上げ」をやめ、各医療機関と大学、自治体、地域医療対策協議会などが、協議・連携して不足診療科と医師不足の改善のための対策を進めること。国と自治体は、これらの実行のための予算化を図ること。

4）産科や小児科などの集約化・重点化をやめ、地域で安心して子供を生み、育てられる体制をつくること

地域における特定の科（産科や小児科など）や医療機関の集約化・重点化をやめ、安心して子供を生み、育てられるよう、病院と開業医の連携を密にし、地域の夜間・救急体制を完備させるための施策を進めること。そのために、夜間・救急医療に対する国と自治体の助成や産科や小児科の診療報酬の引き上げなどを行うこと

5）各地域医療圏の医師の養成・配置計画（仮称「医師等需給計画」）を策定すること

医師不足の解消に向けて、国と自治体、大学などが連携をとって各地域医療圏ごとの医師の養成・配置計画（仮称「医師等需給計画」）を策定し、不足診療科と医師不足の改善のための「年次計画」を立てると共に、公的責任による養成、生涯研修制度の確立をはかること。

6）「医師の需給数」の算定は、労働基準法を遵守したものとすること

「医師の需給数」算定には、労働基準法を遵守して「週の勤務時間40時間」、「当直回数月４回まで」「当直明けの休みの保障」、「救急病院の救急・夜間勤務は３交代制」、「休日と年休取得の保障」、「女性医師の産休・育休の保障」、「病院勤務医の実働換算は65歳」等を加味して算出すること。

7）医師の勤務条件の改善のための緊急対策をとること

国は、当面医師の勤務が、最低「在院時間を全て勤務時間として、超過勤務に対しては時間外手当を支給する」、「当直明けの休みを保障する」、「週１日以上の休みを保障する」など、各医療機関が医師の勤務条件を緊急に改善するよう指導を強化すること。

8）女性医師が働き続けられるよう、産休・育児期などの対策を進めること

女性医師が働き続けられるよう、院内保育所の完備と国による助成制度、均等待遇による短時間勤務制度の導入や産休・育休・育児期の代替対策、育児休業明けの研修制度などの対策を進めること。

（いけだ　ひろし・日本医療労働組合連合会副委員長）

2006年度高校生の修学保障に関するアンケート調査

藤田　新一

はじめに

NHKが２回にわたり報道した「ワーキングプア」は社会に大きな衝撃を与えました。母子家庭でダブルワークをしなければ生活できない家庭、リストラされトリプルワークで家族を支える父子家庭、小さな胸を痛める子どもたちの不安や苦悩は深刻です。世界第２位の経済力を誇示する日本社会の深刻な歪みの一端が鋭く告発されています。

子どもたちが夢をもち、夢がかなう社会を保障することは、今を生きる大人の責任です。ところが、政府はいま生活保護世帯の母子加算や児童扶養手当を削減しようとしています。これは、命綱をさらに細くし、断ち切る無法であり許すことはできません。

「働いても働いても教育費にもっていかれる」と保護者の教育費負担は深刻です。家計収入が減るなか、教育費の負担がますます重くなっています。大学卒業までにかかる子育て費用は平均2,370万円です（子ども未来財団「平成17年度子育て家庭の経済状況に関する調査研究報告書」）。教育費の値上げは消費者物価などの費目と比較してもワースト１の高騰です。所得格差が教育格差につながり、教育を受ける権利が脅かされています。

貧困と格差の拡大のもとで駅前に乱立するサラ金

https://rodosoken.com/

の看板やドラッグストアーに加え、予備校や塾など教育産業の乱立はその象徴です。

子育て・教育を儲けの対象にし利益を貪る教育産業の横暴は、保護者の生活破壊に拍車をかけています。いま、教育費の保護者負担の軽減・無償化は、憲法26条が明記する教育をうける権利を保障し保護者の生活を改善することにもつながります。

貧困の拡大が修学権を脅かす

日高教がこうした視点から実施した「2006年度高校生の修学保障に関するアンケート調査のまとめ」(2007年２月）は、「構造改革」による貧困と格差の拡大が高校生の「学ぶ権利」を脅かしている深刻な実態を明らかにしました。

高校の授業料減免者は年々増加し、高校の授業料減免率が、最も高い大阪では４人に１人をこえています。「リストラ・失業・倒産」、「もともと減免対象すれすれの家計収入である」、「離婚」など、経済的理由で授業料を払えない生徒が増加しています。

その結果、「修学旅行に参加できない」、「高校を中退せざるをえない」、「体の不調・ケガの治療のための通院ができない」、「通学定期券が買えない」生徒も生まれています。

定時制の授業料滞納者数は、全日制の４倍という深刻な状況となっています。滞納者が在籍者の４割に達する学校もあります。滞納者への督促も厳しくなり、各県の条例・規則を根拠にした授業料滞納者に対する処分は５校でありました。

また、経済的理由での中途退学者は回答した50校中13校（26.0％）です。修学旅行への不参加者がいる学校は６割にもおよびます。調査に表れた数字は氷山の一角であり、実態はより深刻です。

公立高校の授業料は、全日制が、年額115,200円、定時制が31,200円です。総務省は、貧困と格差が広がっているにもかかわらず、07年度から「住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立脚して」という理由で全日制で3,600円、定時制で1,200円値上げすることを発表しました。

保護者の初年度納付金は、授業料以外にPTA会費・生徒会費・修学旅行積立金などがふくまれ、全日制で平均31万円をこえる保護者負担となります。ある高校では、入学時にパソコンを購入するため初年度納付金が538,170円と授業業の4.67倍に達するケースもあります。

授業料以外にも教育費の保護者負担はますます重くなっています。その中でも通学費は大変大きな負担となっています。通学費の最高金額は、全日制で年額394,560円で授業料の３倍以上になります。入試・学区制度の改変や統廃合により、地元の高校にいくことができず遠距離通学を余儀なくされているからです。

修学・就職を保障する５つの提案

こうした深刻な事態を改善するため日高教は、「５つの提案」を提起しています。

第１は教育予算を増やし、授業料を引き下げることです。対GDP比で比較した公教育の支出額が先進諸国の中で日本は最低レベルです。フランスが5.7％、アメリカが5.3％であるのに対して、日本はわずか3.5％にすぎません。にもかかわらず、現在さらなる支出削減が進行しています。3.5％を5.0％に1.5％引き上げれば、日本のGDPの約500兆円×1.5％＝7.5兆円で、文科省予算の約1.3倍です。この額を充てれば、「30人学級」、教職員定数・給与の改善、義務教育の完全無償化、高校・大学等の無償化、給与制奨学金の確立など欧米並みの教育条件整備が可能です。

また、国の予算に占める文科省予算の割合は７％で５兆7,000億円です。1980年の10％を維持すれば、約２兆5,000億円の新たな財源が生まれ、高校の授業料（370万人×10万円＝3700億円)、大学の授業料（280万人×約50万円（授業料の半額）＝約1兆4,000億円）など保護者負担を軽減することができます。

第２は授業料の減免制度と就学援助を充実することです。就学援助制度とは小・中学生のいる生活保護世帯などの家庭に学用品や入学準備金、給食費、医療費などを補助する制度ですが、就学援助を受ける子どもたちが98万人(2000年度)から134万人(2004年度）に急増しています。就学援助を受けても小・中学校で実際にかかった費用の半分程度にしかなりません。就学援助の充実、義務教育の完全無償化は切実な願いです。

第３は奨学金制度を充実することです。奨学金は、

https://rodosoken.com/

欧米諸国では「給付制」が原則ですが、日本は「貸与制」で、卒業後返済しなければなりません。

上記の「修学調査」によれば、高校の奨学金受給者も増え続けています。その主な理由は、「リストラ・失業・倒産」が73.3％です。奨学金制度の改善すべき点として、手続き書類の簡素化、貸与制から給付制にかえることが求められています。「高校卒業後に大学に進学した場合、他の奨学金を貸与されながら高校分の奨学金を返済しなければならず、負担にならないか懸念」という担当者の声も寄せられ、奨学金を受給するにも躊躇する経済実態があります。

さらに大学で受けた奨学金を返せない人が急増しています。滞納理由は、「無職・失業」、「低所得」です。多くの青年が就職できなかったり、就職できてもアルバイトや派遣で給料が低く、生活が大変なのが実態です。

奨学金は、この６年間で事業規模が約２倍に拡大し、大学生の41％が利用しています。しかし、大半が奨学金に利子が付く「有利子奨学金」で「教育ローン」化しています。

第４は公費で負担すべき教育費の保護者負担を解消することです。すでにみたように、高校では、本来公費で負担すべき諸経費が「受益者負担」を理由に保護者負担になっています。さらに冷暖房費については、自治体の公的責任を「受益者負担」にすりかえ、大阪のように全校空調設備を設置し、保護者から毎月5,400円徴収する自治体もあります。準義務化している高校の学校徴収金の見直しをおこない、保護者負担を軽減する必要があります。

そして、通学費が高くて学校にいけない生徒がいます。一定額以上の通学費に公的補助制度を確立するなど保護者負担の軽減が必要です。すでに、京都や静岡などいくつかの自治体独自でおこなわれている通学費に対する公的補助制度を広げ充実させることが大切です。

第５は、将来にむけて教育費の無償化計画をつくることです。教育費の無償化は世界の流れです。OECD加盟国30カ国中15カ国は授業料を徴収しない無償制です。日本の教育費が高いことは欧米諸国と比べると歴然としています。

大学の授業料・入学金は年々増加しています。「入学にかかる費用」は310万円、平均税込み年収の３割です。入学費用に４人に１人が「借り入れ」し、その額は平均166万円です。受験から入学までの費用について、９割の世帯が「重い」と回答し、「お金がないから希望する大学に行かせられないとは、親として言えない」など苦しみながら教育費を捻出しています（東京私大教連「05年度私立大学新入生の家計負担調査」2006.3）。大学生は高い学費に悩み、４割の学生がアルバイトに追われて勉学もままなりません。

このように、文字通り、日本の教育費は「世界一高い」のです。政府は、高校・大学など教育の権利保障を規定する国際人権規約13条２項(b)(c)を留保していますが、これを撤回して将来にむけて教育費の無償化計画をつくる必要があります。これを148カ国が批准していますが、批准していないのは日本とルワンダ、マダガスカルだけです。

解決めざす共同

今、求められているのは、貧困と格差の拡大をもたらした「構造改革」の見直しです。「構造改革」のもとで、８年間連続してサラリーマンの所得が減少しています。貯蓄ゼロ世帯が増加し４世帯に１世帯、３割が300万円未満の低所得者、若者の55.2％が所得250万円未満です。その結果多重債務者は200万人、生活保護世帯は100万をこえ、国保料（税）滞納者も増大しています。失業者は300万人をこえ、ホームレスは2万5,000人を数えます。これらのどの数字をみても貧困と格差が拡大し、深刻な社会問題となっています。

日本弁護士連合会は、2006年の第49回人権擁護大会で「貧困の連鎖を断ち切り、すべての人に尊厳に値することを求める決議」を採択しました。

いま、大企業の横暴を放置し支援する一方で、貧困と格差の拡大による耐えがたい痛みをおつしける政治のありかたが問われています。

私たちは、以下のようによびかけ、事態打開のための対話・運動をすすめています。教育にお金がかかるのは「あたりまえ」「しかたがない」のでしょうか。失業したり生活保護を受けたり、経済的な困難をかかえ、子どもたちに不安をあたえているのは個人の努力がたりないのでしょうか。競争社会で「負

https://rodosoken.com/

け組」になるのは、親や子どもの責任なのでしょうか。就職できないニートやフリーターになるのも若者の責任なのでしょうか、と。パンフレット「修学と進路を保障し高校生・青年の未来をひらくために－お金の心配がなく教育が受けられ、仕事に就き、人間らしく働けるように－私たちの提案」(日高教・06.11)や「修学調査」を活用して、保護者やPTA、自治体や地域のみなさん、学生・青年団体のみなさんと話し合い協力して、この修学と就職を保障する二つの問題の解決をめざしています。

(ふじた　しんいち・会員・日本高等学校教職員組合書記次長)

大同団結なった国鉄闘争の今日の状況

佐藤　陵一

はじめに

現在、８名の学者・文化人の呼びかけによる、安倍晋三内閣総理大臣に対する「ILO勧告に基づき、この期にJR不採用事件の早期解決を求める要請」の賛同署名が開始されています。「国鉄闘争、学者・文化人１万人アピール」運動です。JR発足満20年の４月１日を前にとりくまれているこうした努力に建交労は当該労働組合として深く敬意を表し、同時にアピール署名の「推進委員会」の一員として目標達成に力を尽くしたいと考えています。なお、アピール呼びかけ人は片岡昇(京都大学名誉教授)、鎌田慧(ルポライター)、佐高信(評論家)、筑紫哲也(ジャーナリスト)、戸塚秀夫(東京大学名誉教授)、中山和久(早稲田大学名誉教授)、山口孝(明治大学名誉教授)、萬井隆令(龍谷大学教授)の各氏です(五十音順)。

８氏の「賛同のお願い」では2005年9.15東京地裁判決を契機に「1047名の被解雇者の『総団結』が先決との思いが多くの関係者のものとなり、その後1047名の被解雇者や当該労働組合等が全国的な行動・裁判闘争を強化し、共同行動を積み上げ、勝利解決にむけて取り組みが開始されている」としています。すなわち国鉄闘争の新たな展開との認識です。

小論は、全動労争議団63名が所属する労働組合として、国鉄闘争をめぐる建交労の位置づけと今日の闘争状況について、①この間の大同団結の到達点と②公正な補償・納得のいく解決にむけての現状報告です。

国鉄闘争を全国２大闘争に位置づける

建交労は1999年９月、旧建設一般、運輸一般、全動労の組織合同によって結成されました。以降、全動労は全国規模の広域支部として、さらに13の産業・業種別部会の一つとして全国鉄道本部を構成し、全動労争議団は係争中を考慮し、名称をそのまま継承して現在に至っています。発足した建交労は２つの争議を「全国２大闘争」と位置づけ、全国闘争の強化を打ち出しました。２つの争議とは、①じん肺に被災したトンネル鉱夫のゼネコンに対する損害賠償請求とその後のじん肺根絶闘争、②国鉄の分割・民営化時の全動労組合員らに対するJRの採用差別・不当労働行為に対するたたかいです。

トンネルじん肺は労働者に対する国の「粉じん防止の規制権限」と「安全配慮義務」の不行使によって被害を拡大してきました。じん肺は炭鉱、鉱山とともに新幹線、高速道路など公共事業において戦後の高度成長の国策のもとで発生し続けてきたのです。一方、JR採用差別は事件そのものが国家的不当労働行為であり「国策」によるものでした。

トンネルじん肺闘争は裁判所の職歴認定のもとにゼネコンによる被害の救済(賠償)の道筋を確立し、現在は「あやまれ、つぐなえ、なくせ」の「なくせ」を焦点に国の責任を追及しています。発注者の不作為の認定は建設業・公共事業の民主化にとって重要です。裁判は全国13地裁に提訴され、東京、熊本、仙台と勝訴しましたが、現在、国は控訴しています。